

協会けんぽ鹿児島支部からのお知らせ



知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします



令和
5年

月号

整骨院・接骨院の正しいかかり方

整骨院・接骨院の施術でも、保険証が使えますが
使用できる範囲は限られています!!

【健康保険の対象となるもの】

負傷原因がはっきりしているケガや痛み

骨折 脱臼
打撲 捻挫
肉離れ等

【健康保険の対象とならないもの】

病気による痛み・原因不明の痛み

スポーツなどによる筋肉疲労
過去の交通事故等による後遺症
体調不良や単なる肩こり
マッサージ代わりの利用
脳疾患後遺症などの慢性病

※内科的原因による疾患は含まれません
※骨折・ひび・脱臼は応急手当の場合を除き医師の同意が必要です



整骨院・接骨院の看板などに「各種保険取扱」と書かれていても、
受けた施術内容が「健康保険の対象とならないもの」と判断され
た場合は、保険証を使用することはできません!!

■■■■ 協会けんぽより治療内容についてお尋ねすることがあります ■■■■

適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、「協会けんぽ」
より文書等で、負傷原因、施術年月日、施術内容などを照会させ
ていただく場合があります。そのため、領収証などの保管をして
いただき、照会がありましたらご回答をお願いいたします。



【お問い合わせ先】業務グループ ☎099-219-1734 (自動音声案内①番)

事業主様へ

「医療費のお知らせ」をお送りします！

「医療費のお知らせ」を令和6年1月中旬より順次事業所へお送りします。

※昨年度より送付時期を早め、可能な限り1月中に事業所へ到着できるようにいたします。

『今回お知らせの対象期間』

令和4年10月～令和5年8月診療分
(医科・歯科・薬局・整骨院等)

「医療費のお知らせ」は、個人情報を含むため、従業員様ごとの封筒に封入しております。

※お手数ですが、届いた「医療費のお知らせ」は開封せずに速やかに従業員様へお渡しください。



「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使うことができます！

ただし、令和5年9月～令和5年12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を確定申告書に追加して添付する必要があります。

※マイナポータルサイトでは、医療費通知情報が確認できるほか、確定申告書等作成時に情報が利用（連携により医療費情報が自動入力されます）できますのでご利用ください。

医療費控除のお手続きについては、税務署へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】レセプトグループ ☎099-803-3276

情報提供サービスのご案内

協会けんぽでは、被保険者様が医療費情報を照会できるサービスや、事業主様が生活習慣病予防健診の対象者データを取得できるサービスを提供しています。
(医療費情報はマイナポータルでも確認できます。)



ご利用までの流れ

STEP 1

ホームページからユーザーIDを申請する



STEP 2

協会けんぽからユーザーIDとパスワードが郵送で届く



STEP 3

被保険者様
医療費情報をWEB上で照会
事業主様
生活習慣病予防健診の受診対象者データをダウンロード

情報提供サービスの概要についてはこちら



【お問い合わせ先】企画総務グループ ☎099-219-1734 (自動音声案内④番)



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
TEL: 099-219-1734(代表) FAX: 099-219-1743

メルマガの登録はこちら



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



協会けんぽ鹿児島

検索